

事 務 連 絡  
令和3年12月7日

(公社)岡山県医師会

御中

(一社)岡山県病院協会

岡山県保健福祉部健康推進課

高病原性鳥インフルエンザの確認（広島県福山市事例）  
に伴う県内農場の防疫措置について

広島県福山市内の農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、この農場から糞を搬入している岡山県内の農場が疫学関連農場となる事例が発生しました。

当該農場における汚染糞便の処理等の作業については防護服を着用して行っていますが、県としては、作業従事者に対し、作業後のタミフル予防投与の勧奨や、作業後10日間の健康観察を行うこととしており、作業後にインフルエンザを疑う症状を呈した場合等は、県保健所が感染症指定医療機関や協力医療機関と受診調整を行った上で受診していただくこととしていますので御了知ください。

当該作業従事者が、直接医療機関を受診した場合には、最寄りの県保健所（岡山市の医療機関は備前保健所、倉敷市の医療機関は備中保健所）あてに御連絡いただきますようお願いいたします。

あわせて、上記以外において、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、管轄保健所に連絡されるよう、貴会員に改めて周知をお願いいたします。

なお、本連絡は、次のホームページに掲載しております。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

別添：岡山県農林水産部畜産課による公表資料  
農林水産省による公表資料（福山市事例）

令和3年12月7日

# お知らせ

課名	畜産課
担当者	岡田・いざさ
内線	3216・3221
直通	086-226-7431

## 岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について

12月7日、広島県福山市で発生した高病原性鳥インフルエンザに関連し、県内の農場が疫学関連農場になりました。これを受け、県内農場で防疫措置を行うこととして、次のとおり、知事を本部長とする「岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」を開催しますので、お知らせします。

### 1 開催概要

#### (1) 日時

令和3年12月7日（火）10:40～10:55（予定）

#### (2) 会場

岡山県庁3階 大会議室

#### (3) 議題

- ・高病原性鳥インフルエンザ（広島県福山市事例）疫学関連農場について
- ・今後の対応について

### 2 県内農場の概要

#### (1) 農場所在地

井原市

#### (2) 飼養状況

採卵鶏 約12万羽

### 3 今後の対応

農林水産省と協議し、以下の防疫措置を開始

- ・農場内の汚染物品（鶏糞）の封じ込め処理
- ・家きん卵出荷再開協議のための遺伝子検査の実施

### 4 報道機関へのお願い等

- (1) 現場での取材（ヘリコプターやドローンを使用するの取材を含む）は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

## 広島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内8例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日（12月7日（火曜日））、広島県福山市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内8例目）されました。これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

### 1. 農場の概要

農場所在地：広島県福山市  
飼養状況：採卵鶏（約3万羽）

### 2. 経緯

- （1）昨日（12月6日（月曜日））、広島県は、同県福山市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- （2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。
- （3）本日（12月7日（火曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

### 3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- （1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- （2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- （3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務を広島県に派遣する等により、広島県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 広島県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

## 4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

---

日時：令和3年12月7日（火曜日）（持ち回り開催）

## 5. その他

---

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html) (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

### 【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994